

保育料の決定に関する市民税額等の見方①

(あくまでも参考としてご活用ください。調整控除額等により変わる場合があります。)
 4月～8月分保育料は、前年の6月の市民税額、9月～翌年3月保育料は、当年の6月の市民税額をご参照ください。【例】平成28年4～8月分保育料は、平成27年6月決定の市民税額)

保育料については、平成27年度から市民税の所得割額に基づいて決定されています。
 子ども・子育て支援制度では、保育料の決定にあたって、保護者の負担能力の判定に不要となる税の控除(住宅取得控除やふるさと納税等)を控除対象からはずすこととされています。そのため、市民税の決定通知における所得割額に記載されている金額ではなく、次の方法により判断してください。

控除対象ではない税額控除

- ・寄付金税額控除
- ・配当割・株式譲渡所得割額控除
- ・外国税額控除
- ・配当控除
- ・住宅借入金等特別税額控除

保育料を決定する市民税額

市民税額の決定において、税額控除で控除対象ではない税額控除が含まれるため、④として示されている「税額控除前所得割額」を市民税所得割額として保育料金を確認してください。
 ご夫婦で課税されている場合、ご夫婦の「税額控除前所得割額」を合算してください。
 なお、この金額から税額控除として1,500円以上の調整控除額などが控除されますが、概ね上記の計算方法により、保育料は算定できます。(扶養人数や収入等により調整控除額は変動します。)

税額決定通知書の見方

平成27年度 給与所得等に係る市民税・府民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)				税額算定の基礎となる金額		調整控除や住宅借入金等特別控除、その他の税額控除等の合計額																																																																																																																																															
<table border="1"> <tr> <td>給与収入</td> <td>5</td> <td>436</td> <td>629</td> <td>主たる給与</td> <td></td> </tr> <tr> <td>給与所得</td> <td>3</td> <td>808</td> <td>800</td> <td>以外の合算</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の所得計</td> <td></td> <td></td> <td>0</td> <td>所得区分</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">所得金額の総合計額</td> <td>総所得金額①A</td> <td>3</td> <td>808</td> <td>800</td> </tr> </table>				給与収入	5	436	629	主たる給与		給与所得	3	808	800	以外の合算		その他の所得計			0	所得区分		所得金額の総合計額			総所得金額①A	3	808	800	<table border="1"> <tr> <td>総所得③</td> <td>A-B</td> <td>2</td> <td>171</td> <td>000</td> </tr> <tr> <td>山林所得</td> <td></td> <td></td> <td>0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>分離短期譲渡</td> <td></td> <td></td> <td>0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>分離長期譲渡</td> <td></td> <td></td> <td>0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>株式等の譲渡</td> <td></td> <td></td> <td>0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>上場株式等の配当</td> <td></td> <td></td> <td>0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>先物取引</td> <td></td> <td></td> <td>0</td> <td></td> </tr> </table>		総所得③	A-B	2	171	000	山林所得			0		分離短期譲渡			0		分離長期譲渡			0		株式等の譲渡			0		上場株式等の配当			0		先物取引			0		<table border="1"> <tr> <td>市</td> <td>税額控除前所得割額④</td> <td>130</td> <td>260</td> </tr> <tr> <td>民</td> <td>税額控除額⑤</td> <td>66</td> <td>734</td> </tr> <tr> <td>税</td> <td>所得割額⑥</td> <td>63</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td>府</td> <td>均等割額⑦</td> <td>3</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td>民</td> <td>税額控除前所得割額④</td> <td>86</td> <td>840</td> </tr> <tr> <td>税</td> <td>税額控除額⑤</td> <td>44</td> <td>490</td> </tr> <tr> <td></td> <td>所得割額⑥</td> <td>42</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td></td> <td>均等割額⑦</td> <td>1</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td></td> <td>特別徴収税額⑧</td> <td>110</td> <td>800</td> </tr> <tr> <td></td> <td>控除不足額⑨</td> <td>0</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>既充当額⑩</td> <td>0</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>既納付額⑪</td> <td>0</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>差引納付額⑫-⑩-⑪</td> <td>110</td> <td>800</td> </tr> <tr> <td></td> <td>変更前税額⑬</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>増減額⑭-⑬</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>変更月</td> <td></td> <td>一月</td> </tr> </table>		市	税額控除前所得割額④	130	260	民	税額控除額⑤	66	734	税	所得割額⑥	63	500	府	均等割額⑦	3	500	民	税額控除前所得割額④	86	840	税	税額控除額⑤	44	490		所得割額⑥	42	300		均等割額⑦	1	500		特別徴収税額⑧	110	800		控除不足額⑨	0			既充当額⑩	0			既納付額⑪	0			差引納付額⑫-⑩-⑪	110	800		変更前税額⑬	-			増減額⑭-⑬	-			変更月		一月	<table border="1"> <tr> <td>受給者番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>住</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">住所が相違する場合は、下段に記載の市税事務所へご確認願います</td> </tr> <tr> <td colspan="2">あなたの特別徴収税額を左記のおお通知します。また、この通知書の記載に対して異議申立てをすることができます。を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内。なお、処分の取消しの訴えは、前記が、①異議申立てがあった日から3ヶ月以内の訴えを提起することができます。</td> </tr> <tr> <td>平成27年</td> <td>5月20日</td> </tr> <tr> <td>納付額</td> <td>6月分 9,600 9月</td> </tr> <tr> <td></td> <td>7月分 9,200 10月</td> </tr> <tr> <td></td> <td>8月分 9,200 11月</td> </tr> </table>		受給者番号		住		住所が相違する場合は、下段に記載の市税事務所へご確認願います		あなたの特別徴収税額を左記のおお通知します。また、この通知書の記載に対して異議申立てをすることができます。を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内。なお、処分の取消しの訴えは、前記が、①異議申立てがあった日から3ヶ月以内の訴えを提起することができます。		平成27年	5月20日	納付額	6月分 9,600 9月		7月分 9,200 10月		8月分 9,200 11月
給与収入	5	436	629	主たる給与																																																																																																																																																	
給与所得	3	808	800	以外の合算																																																																																																																																																	
その他の所得計			0	所得区分																																																																																																																																																	
所得金額の総合計額			総所得金額①A	3	808	800																																																																																																																																															
総所得③	A-B	2	171	000																																																																																																																																																	
山林所得			0																																																																																																																																																		
分離短期譲渡			0																																																																																																																																																		
分離長期譲渡			0																																																																																																																																																		
株式等の譲渡			0																																																																																																																																																		
上場株式等の配当			0																																																																																																																																																		
先物取引			0																																																																																																																																																		
市	税額控除前所得割額④	130	260																																																																																																																																																		
民	税額控除額⑤	66	734																																																																																																																																																		
税	所得割額⑥	63	500																																																																																																																																																		
府	均等割額⑦	3	500																																																																																																																																																		
民	税額控除前所得割額④	86	840																																																																																																																																																		
税	税額控除額⑤	44	490																																																																																																																																																		
	所得割額⑥	42	300																																																																																																																																																		
	均等割額⑦	1	500																																																																																																																																																		
	特別徴収税額⑧	110	800																																																																																																																																																		
	控除不足額⑨	0																																																																																																																																																			
	既充当額⑩	0																																																																																																																																																			
	既納付額⑪	0																																																																																																																																																			
	差引納付額⑫-⑩-⑪	110	800																																																																																																																																																		
	変更前税額⑬	-																																																																																																																																																			
	増減額⑭-⑬	-																																																																																																																																																			
	変更月		一月																																																																																																																																																		
受給者番号																																																																																																																																																					
住																																																																																																																																																					
住所が相違する場合は、下段に記載の市税事務所へご確認願います																																																																																																																																																					
あなたの特別徴収税額を左記のおお通知します。また、この通知書の記載に対して異議申立てをすることができます。を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内。なお、処分の取消しの訴えは、前記が、①異議申立てがあった日から3ヶ月以内の訴えを提起することができます。																																																																																																																																																					
平成27年	5月20日																																																																																																																																																				
納付額	6月分 9,600 9月																																																																																																																																																				
	7月分 9,200 10月																																																																																																																																																				
	8月分 9,200 11月																																																																																																																																																				
<table border="1"> <tr> <td>雑損</td> <td>0</td> <td>障・寡・勤</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>医療費</td> <td>11</td> <td>530</td> <td>配偶者</td> <td>330</td> <td>000</td> </tr> <tr> <td>社会保険料</td> <td>543</td> <td>663</td> <td>配偶者特別</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>小規模企業共済</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>扶養</td> <td>330</td> <td>000</td> </tr> <tr> <td>生命保険料</td> <td>70</td> <td>000</td> <td>基礎</td> <td>330</td> <td>000</td> </tr> <tr> <td>地震保険料</td> <td>22</td> <td>000</td> <td>所得控除合計②B</td> <td>1</td> <td>637</td> <td>193</td> </tr> </table>				雑損	0	障・寡・勤	0	医療費	11	530	配偶者	330	000	社会保険料	543	663	配偶者特別	0	小規模企業共済	0	0	扶養	330	000	生命保険料	70	000	基礎	330	000	地震保険料	22	000	所得控除合計②B	1	637	193	<table border="1"> <tr> <td>所得控除</td> <td>所得控除の総合計額</td> <td>1</td> <td>637</td> <td>193</td> </tr> <tr> <td colspan="5">控除対象配偶者の有無、扶養親族の人数内訳、本人該当区分の該当欄に*または人数を表示</td> </tr> </table>		所得控除	所得控除の総合計額	1	637	193	控除対象配偶者の有無、扶養親族の人数内訳、本人該当区分の該当欄に*または人数を表示																																																																																																								
雑損	0	障・寡・勤	0																																																																																																																																																		
医療費	11	530	配偶者	330	000																																																																																																																																																
社会保険料	543	663	配偶者特別	0																																																																																																																																																	
小規模企業共済	0	0	扶養	330	000																																																																																																																																																
生命保険料	70	000	基礎	330	000																																																																																																																																																
地震保険料	22	000	所得控除合計②B	1	637	193																																																																																																																																															
所得控除	所得控除の総合計額	1	637	193																																																																																																																																																	
控除対象配偶者の有無、扶養親族の人数内訳、本人該当区分の該当欄に*または人数を表示																																																																																																																																																					
<p>住宅借入金等特別控除額(市民税) 58230円 住宅借入金等特別控除額(府民税) 38820円</p>				<p>給与から差し引かれる特別徴収税額(年税額)</p>		<p>給与から差し引かれる毎月の月割税額</p>																																																																																																																																															

保育料の決定に関する市民税額等の見方②

保育料の決定にあたっては、「保育料の決定に関する市民税額等の見方①」にも記載していますが、控除してはいけない税控除額があります。

納税通知書により保育料の市民税額を把握するには、納税通知書に添付されている「平成28年度 市民税・府民税課税証明書(その2)」をもとに、保育料の決定において算定される市民税額を説明します。

平成28年度 市民税・府民税 納税通知書兼税額決定(充当)通知書

市民税額として表示されている金額だけでは、保育料金は判定できません。
保育料の算定には、控除内容を確認する必要があります。

大阪市

この通知書で納める税額(普通徴収税額)がある場合には、右に記載のとおり各納期限までに納めてください。

公的年金から差し引く税額(特別徴収税額)がある場合は、右に記載のとおり各徴収月の公的年金から差し引きます。

◎納税通知書兼税額決定(充当)通知書と課税証明書は、あわせて課税(所得)証明書として使用できる場合がありますので、大切にしてください。

◎賦課(課税)の根拠や税率などについては裏面をご覧ください。また、所得金額、所得控除額及び市民税・府民税などの内訳については2枚目、3枚目の課税明細書をご覧ください。

課税区	台帳番号	区分

この通知書で納める税額(普通徴収税額)の各納期の納付額及び納期限

期別	税額(⑭)	充当額(⑮)	差引納付額(⑭-⑮)	納期限
第1期	円	円	円	平成28年6月30日
第2期	円	円	円	平成28年8月31日
第3期	円	円	円	平成28年10月31日
第4期	円	円	円	平成29年1月31日

上記の普通徴収税額(差引納付額)は、ご指定の金融機関口座から、各納期限の日に引き落とします。

金融機関名	支店名	預金種別	口座番号	振替方法

公的年金から差し引く税額(特別徴収税額)の徴収月及び徴収額

徴収月	税額	変更前税額	差引増減額
28年4月	円	円	円
28年6月	円	円	円
28年8月	円	円	円
28年10月	円	円	円
28年12月	円	円	円
29年2月	円	円	円

上記の特別徴収税額のうち、平成28年10月以降の税額は次の公的年金から徴収します。

公的年金の支払者

平成29年度の税額として公的年金から差し引く税額(仮特別徴収税額)の徴収月及び徴収額

徴収月	税額
29年4月	円
29年6月	円
29年8月	円

あなたが本年度において公的年金からの特別徴収の対象者であり、かつ、平成29年度も引き続き公的年金の支払を受ける場合は、上記の公的年金の支払者が左記の額を特別徴収の方法によって徴収することになりますので、地方税法第321条の7の8の規定によって通知します。
※前年度の公的年金等に係る税額の2分の1を、3回に分けて徴収することとなります。

平成28年度 市民税・府民税課税証明書(その2)

課税区	台帳番号	区分

市民税・府民税の内訳

	市民税	府民税	合計
算出所得割額の合計①	円	円	円
税調整控除額②	円	円	円
税額控除額③	円	円	円
控除額等④	円	円	円
住宅借入金等特別税額控除額④	円	円	円
寄附金税額控除額⑤	円	円	円
外国税額控除額等⑥	円	円	円
⑤ 配当割額・株式等譲渡所得割額控除額⑦	円	円	円
差引所得割額(①-⑧)	円	円	円
均等割額⑩	円	円	円
年税額(⑨+⑩)	円	円	円

寄附金税額控除額(⑤)の算出の基礎となる寄附金の額

区分	金額
都道府県・市区町村に対するもの	円
日本赤十字社・共同募金会に対するもの	円
条例により 大阪府・大阪市ともに指定	円
指定された 大阪府のみ指定	円
もの 大阪府のみ指定	円

合計税額の明細

	金額
年税額①	円
①のうち給与から差し引く税額(特別徴収税額)②	円
①のうち公的年金から差し引く税額(特別徴収税額)③	円
うち仮特別徴収税額(平成28年4月~平成28年8月分)	円
うち本特別徴収税額(平成28年10月~平成29年2月分)	円
①のうち普通徴収税額(①-②-③)④	円

配当割額・株式等譲渡所得割額(⑦)に関する明細

	金額
⑦のうち所得割から控除しきれなかった額⑮	円
⑮のうち普通徴収税額(⑮)に充当する額⑯	円

この通知書によって還付する額

還付する額	金額
	円

保育料の決定にあたっては、

①の「算出所得割の合計」 - ②の「調整控除額」

によって算出された金額をもとに、保育料金額表の所得割額として見てください。

③の配当控除額

④の住宅借入金等特別税額控除額

⑤の寄附金税額控除額

⑥の外国税額控除額等

⑦の配当割額・株式等譲渡所得割控除額

については、保育料を決定する所得割額の算定では控除してはいけないこととなっています。

※「保育料の決定に関する市民税額等の見方①」にも記載していますが、ご夫婦ともに課税されている場合、ご夫婦の市民税所得割額の合算金額により保育料は決定します。

源泉徴収票からの市民税の算定と保育料の確認

源泉徴収票で示されている所得控除の額の合計額については、保育料を決定する際に控除してはいけない控除内容が含まれているため、源泉徴収票から市民税の算定はできますが、保育料を決定する上で必要となる市民税の所得割額を算定することはできません。

なお、**配当控除額、住宅借入金等特別税額控除額、寄付金税額控除額、外国税額控除額等、配当割額・株式等譲渡所得割控除額がない方**については、源泉徴収票の内容をもとに、市民税の所得割額を算定することができます。

大阪市の財務局が作成している税額シミュレーションがありますので、給与所得の源泉徴収票をもとに税額を試算することができます。

大阪市 個人市・府民税 シミュレーション
<http://asp.tax-osaka.jp/H28/>
給与所得の源泉徴収票をもとに試算

お手元に源泉徴収票をご用意いただいた上で、ご確認ください

大阪市 個人市・府民税 税額シミュレーション

☆☆給与所得の源泉徴収票をもとに税額を試算☆☆

[メニューに戻る](#)

平成27年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者													住所又は居所		氏名									
種別	支払金額			給与所得控除後の金額			所得控除の額の合計額			源泉徴収税額														
	円			円			円			円														
控除対象配偶者の有無等	控除対象配偶者の有無等		控除対象扶養親族の数(配偶者を除く。)				障がい者の数(本人を除く。)		社会保険料等の金額		生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額											
有 無 従有 従無	老人		特定		老人		その他		特別		その他		円	円	円									
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>											
(控算) 住宅借入金等特別控除可能額 <input type="text"/> 円 居住開始年月日 平成 年 月 日 適用された消費税等の税率 <input type="radio"/> 5% <input type="radio"/> 8%												国民年金保険料等の金額		円	介護医療保険料の金額		円							
												配偶者の合計所得		円	新個人年金保険料の金額		円							
												新生命保険料の金額		円	旧個人年金保険料の金額		円							
												旧生命保険料の金額		円	旧長期損害保険料の金額		円							
扶養家族未届満	未成年者	外国人	死亡退職	災害者	乙欄	本人が障がい者	専業主婦	専業主婦	中途就・退職			受給者生年月日												
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	特別	その他	一般	特別	専業主婦	勤労学生	就職	退職	年	月	日	明	大	昭	平	年	月	日	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			27										
支払者													住所(居所)又は所在地		氏名又は名称									

税額計算

入力内容をクリア

住宅借入金等特別控除可能額は、保育料では控除しないため、入力しないでください。

必要な項目をすべて入力した上で、税額計算のカーソルをクリックすれば保育料を決定する上で必要な市民税所得割額が確認できます。保育料を検討する際の参考資料としてご活用ください。

《注意》

源泉徴収票は、1年間の収入等に基づき計算されているものであり、その他の収入や控除等がある方、また、確定申告等を行っている方は、この手続きでは正しい市民税額は算定されません。

※ ご夫婦ともに課税されている方は、ご夫婦の税額を合算して保育料は算定されます。

※ あくまでも、大まかな保育料金額を把握する方法となります。そのため、実際に算定される保育料額とは異なる場合もありますので、ご了承ください。